

令和 5 年 第 5 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 5 月 10 日（水）

午後 1 時 58 分から午後 2 時 42 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸浩
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	欠	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
欠	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

吉田 次一

農地利用最適化推進委員

村田 彰

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 1 時 58 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 25 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 7 議案第 26 号 農地・非農地の判断について

日程第 8 議案第 27 号 令和 5 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について

開 会 (午後 1 時 58 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。
新型コロナウイルスが 2 日前の 8 日から 5 類のインフルエンザ相当になりましたので、来月の総会は個人の判断でのマスク着用をお願いしたいと思います。
また、農業委員会の公募が昨日終わりました、心配しておりましたが時間には間に合いませんでしたが、全員揃ったようでございます。
次回に残っておられます方は頑張ってくださいと思います。そして、辞められる方は最後 7 月までよろしくお願い致します。
それでは早速、始めたいと思います。

議 長 これより令和 5 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、10 番 坂本委員、12 番 城塚委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 22 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

申請番号 1 番は、	三角 5	五嶋委員より
申請番号 2 番は、	小川 3	百家委員より
申請番号 3 番は、	事務局より	
申請番号 4 番及び 5 番は、	豊野 2	川端委員より

それぞれ説明を求めます。

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与となっております。受人は 10 数年に渡って後継者として農業を営まれておりますので、なんら支障はないかと思われます。ご審議よろしく願います。

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。渡人は県外に嫁いでおられて、今度の受人でない方に耕作を頼んでおられたのですが、3 年前に亡くなられてそこを荒れないように、今度の受人がされていたということから今回、この話があったということで売買に至ったと聞いています。

機械の保有状態からも何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。渡人は現在、県外にお住まいで小川の方に面積は広くないんですけども、これは受人の自宅の近くの農地となります。受人はメロン、トマトなどを耕作されており大規模に経営されておりますので、何ら支障ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。譲渡人の土地が譲受人の土地の隣接した場所にあり、譲受人はこの後、柿栽培に使われるという事でした。ご審議よろしくお願いします。

続きまして申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人の土地が譲受人の自宅と水田の隣接した場所にありまして、この際裏になっている水田を買い取って、水稻を栽培されるという事でした。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 5 番につきまして、各委員より説明がありました
が、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手
の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員に
も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 22 号につきまして承認されます方の挙手
を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 22 号は原案どおり承認することに決定され
ました。

議 長 日程第 4、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。
議案第 23 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要
領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求め
る。以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいた
します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るよ
うに説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番、小川 4 小路委員より説明を求めます。

小路推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用理由は駐車場・資材置場です。10 年前に家を建てられたわけですが、田の
広さが〇〇〇坪ありまして、転用が〇〇〇坪までという規制がありましたので、
〇〇坪が残っておりましたわけでございます。この〇〇坪を今回の申請と
なるわけでございます。始末書添付となっております。ご審議よろしくお願
いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番につきまして、小路委員より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 23 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 23 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 24 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	三角 2	上村委員より
	申請番号 2 番は、	5 番	澤村委員より
	申請番号 3 番は、	8 番	山田委員より
	申請番号 4 番は	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 5 番は、	松橋 3	河野委員より
	申請番号 6 番及び 7 番は、	松橋 5	上村委員より
	申請番号 8 番及び 9 番は、	9 番	川村委員より

それぞれ説明を求めます。

上村祐二推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場・駐車場でございます。受入は〇〇という令和元年度より建設業を営んでおられます。従業員 6 人をおかかえていらっしゃいます。車両もダンプ 3 台、バックホー 1 台、また、工事によります機材の不足については、レンタルで補っているとのことでございます。排水同意もあり特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

澤村委員 申請番号 2 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。国道〇号線の〇〇から 100m 程入った場所になります。周りがほぼ住宅地になっており、この一区画だけがまだ、こういう状態で残っているということでの申請です。隣接同意、排水同意もありますので何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。受入は現在アパート住まいですが、この地に個人住宅を建設されるという事です。場所は〇〇〇の南側に〇〇がありますが、そこのすぐ裏側になります。排水同意も取られており何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設となっております。場所は、〇号線の〇〇の東側になります。区長さんの排水同意もとれております。隣接はございません。3 種であり何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

河野推進委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっております。受入は現在、お母さんと本人夫婦と 3 人住まいでありまして、今回家を建てるということで申請となっております。面積が〇〇〇とちょっと広がっておりますが、この土地が道から 60～80 cm 位段がついて

おりまして、そこに進入するのに道がないということで、スロープを付けなければならないという事で、こういう面積になっておるという事を聞いております。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**上村君博推進
委員**

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。隣接はございません。排水同意はとられております。親子間の無償贈与という形でございます。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。隣接同意、排水同意もとられております。こちらにつきましても何ら問題ないと思われまゝ。ご審議よろしく申し上げます。

川村委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅・公衆用道路となっております。場所につきましては、JR〇〇駅南東側に500mというところになります。2種農地になります。価格が少し高くなっておりますが、備考にもありますように隣の宅地と池沼部分まで含んだ面積で、買われたというところで高くなっております。総会資料の図面を見て頂きますと、申請地の左奥〇〇〇番地まで含んだ価格です。隣接地はありません。区長の排水同意もあり、許可は可能と思われまゝ。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号9番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅となっております。場所は、〇〇小学校西側300m辺りになります。1種農地となっておりますけども、集落接続ということですので大丈夫かなと思われまゝ。排水同意、隣接同意もあり許可は可能と思われまゝ。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員の皆さまから報告がありましたとおりです。申請番号1番、9番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われまゝ。申請番号2番、3番、4番、5番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われまゝ。申請番号6番、8番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われまゝ。申請番号7番は、300m以内に〇〇インターチェンジの

出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から9番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

野田推進委員 はい。

議 長 はい。野田委員。

野田推進委員 審議番号8番について確認ですけれども、面積に〇〇〇番地も入れて書いた方が価格に対して分かりやすいのではないのでしょうか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、それではお答え致します。

今、おっしゃられたとおり実質上はこの案件に関しましては建売住宅と公衆用道路ということで実際の事業計画の面積は約〇〇〇〇㎡と広いんですけども、転用の対象がここに書いてありますとおり、〇〇〇㎡という事になっております。

これに関しましては全体の額で表示しておりますけれども、実際、全体の面積で話をされておりますのでこういった形になったんですけども、実質的には宅地部分の価格が高くなっているかなと思います。今後、似たような案件がありました時には、わかりにくい部分もありましたのでそこは分かりやすい表記にしたいと思います。今後、気を付けたいと思います。以上です。

議 長 野田委員、よろしいでしょうか。

野田推進委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号1番から9番までにつきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第24号の農地法第5条の規定による許可申請に

については、申請番号 1 番から 9 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 25 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 25 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和5年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付してありました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 22 ページから 25 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 408 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

今月は、農業公社が買い入れるのが 6 件、農業公社が売り渡すのが 2 件です。8 件 11 筆のうち 10 筆 16,402 m²の地目が田となり、1 筆の地目 313 m²は畑となります。合計面積は 16,715 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。

（ 意見なし ）

議 長

意見もないようですので、議案第 25 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 25 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 26 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 26 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 26 号、農地・非農地の判断について

次の土地は、調査の結果農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

この件につきましては、農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願いの提出がありましたので、皆様に提案するものです。

27 頁のところに書いてあります非農地の判断につきましては、先に行われました〇〇地区の現地検討会で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまと現場に向かいまして非農地と判断しているところです。内容はここにも書いてありますとおり平成 5 年より山林となっているとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい、野田委員。

野田推進委員 登記簿地目には畑と書いてありますけれども、今、現在は山林ですか。その辺の確認をお願いします。

議 長 はい、事務局をお願いします。

事務局 今のご質問ですけれども登記の地目は、ここに書いてありますように畑になっております。目的がやはり地目変更です。こちらで非農地の判断を仰いだあとに証明書を出して、それを基に山林へ地目変更するという形になると思いますので、今の段階ではあくまでも登記の地目は畑でございますので、その点はご了解頂きたいと思います。以上です。

議 長 野田委員、いいでしょうか。

野田推進委員 畑のあとに山林になるんですか、地目が。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 確かに登記上の地目は畑になっているんですけども、写真にも載せてますけども総会資料の22、23頁に写真がこういった形で載っ取りますけども以前は畑だった所のはずなんですけども、年月が経ってこういった形で山林化してしまったということで、現地検討会でも話をしたんですけども、農地に戻すのは無理なような状況というところも含めて、今回出された案件に関しましては、〇〇の現地検討会で非農地であるというところで確認したところでございます。

議 長 野田委員、いいでしょうか。

野田推進委員 はい。

森田推進委員 はい。

議 長 はい。森田委員。

森田推進委員 似たような質問ですけども、よくわからないのが写真で見ると、この左側2枚は結構竹林というか、孟宗竹が生えているところが現地に該当しているのかも含めてですが、お尋ねしたいのは結構、山の方も畑に竹がずっと生えてきている所は多いんですよ。特に、孟宗竹とか生えてきている所では畑が非農地化されると言っても、孟宗竹は筍として採ったりしようと思えばできるような、ここもちょっと草刈りでもすれば収益を上げれるような用地かもしれないという状況の時の非農地化というのは、もし、仮に誰かというか本人さん達が筍とか採ろうとするようなもし気持ちになったような時でも、非農地は非農地なんですかね。当事者がそう扱うかを含めて分かりませんが、お尋ね致します。

議 長 それでは事務局よりお願いします。

事務局 それでは、お答え致します。今回の案件はですね、申請人の方はあくまでも山林に変えたいということで出されてるんですけども、今の委員さんの話に関

してですね、私の話になって恐縮ですけども、私が以前も農業委員会にいたことがあったんですが、1 件だけ筍を栽培したいので農地法 3 条の申請が上がってきたことがあります。面積はそんなに広くはなかったんですけども、その当時熊本県農業会議にお尋ねをしたところ、本人さんが筍を栽培したいということで、そこは既に竹林になっていた所ではあったんですが、そういった所で 3 条の申請を出してこられたのであれば、それは正当な申請だという事で話はもらっています。もちろん、その後、筍をされたかどうか確認したこともあります。

確かに、申請者が筍で申請されるという事であれば、竹林、山林化の話ではなくて、農地法 3 条の申請も可能であります。ただ、その当時は面積が小さかったということもあるんですけども、実際、今後、上がってきた時は面積も含めて、申請者の経営状況とかも含めて判断する必要があるかと思います。以上です。

議長 森田委員、いいでしょうか。

森田推進委員 はい。

議長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議長 意見も無いようですので、議案第 26 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議長 全員挙手です。よって議案第 26 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議長 日程第 8、議案第 27 号「令和 5 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題といたします。

議案第 27 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 27 号、令和 5 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について
このことにつき、別紙項目の協定賃金を決定したく提案する。

令和 5 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

議案の 29 ページになるんですけども、これは先日の現地検討会の時に委員の皆さまにもご説明した内容と全く同じになりますけども、これに関しましては下の方に参考としまして、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年度の宇城市の金額

と宇城地域並びに熊本県の平均額、また、枠外に熊本県の最低賃金額、時間当たりを載せております。8時間では6,824円になりますので農作業一般を6,900円と考えています。令和5年度の農作業一般からコンバインでの稲刈りまでの案につきまして、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 それでは、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第27号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第27号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届につきまして事務局より報告をお願い致します。事務局。

事務局 農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第5回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時42分) 職務代理者の号令による、起立、礼。